

(仮称)みよし未来環境条例(素案)に関するご意見とご意見に対する三次市の考え方

令和7年2月10日

部署名:市民部環境政策課

(仮称)みよし未来環境条例(素案)について、令和6年12月10日から令和7年1月6日まで、三次市ホームページ等を通じてご意見を募集したところ、3通(12件)のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見と、それらに対する三次市の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、ご報告します。なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見のうち、同趣旨のものは適宜集約し、また、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示させていただきます。

今回、ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

【パブリックコメントでの意見】

番号	区分	ご意見の概要	三次市の考え方
1	条例 名称	「みよし未来環境条例」という条例名からは、自然環境や生物多様性の保全なども含めた未来の環境づくり全般に関して書き込まれているように思われる。一方、この度の条例は、カーボンニュートラルや脱炭素社会づくりがその内容となっている。例えば「みよし脱炭素の未来環境条例」や「みよしカーボンニュートラル条例」など、条例の特徴を捉えたネーミングにすることで、三次市に何の条例があるかわかりやすく示し、またネーミングから誤解を招かないようにするとよいのではないか。	条例制定の経緯として、市内中高生による「みよし未来環境会議」からの提言や、この提言を基調とした「みよし未来環境宣言」の表明があります。 宣言では、2050年カーボンニュートラルを実現するとともに、豊かな自然の中で安心して幸せに暮らしている三次市にしていくことを決意として表明しています。 本条例は、この宣言を基調とし、持続可能な脱炭素社会の実現とともに、豊かな自然と共生し、活力があふれ、誰もが安心して暮らせる環境を未来に引き継ぐことを目的とし、「みよし未来環境条例」という条例名としています。

2	各主体の責務	<p>市民等の「等」には何が含まれているか教えてほしい。</p> <p>滞在者の責務について、三次市はつながり人口増を目指していることも踏まえると、滞在者の責務も加えていいのではないか。</p>	<p>「市民等」には、市民のほか、市内の団体や市への来訪者を含むものとして定義することとしており、滞在者は来訪者に含まれるものと考えます。</p>
3	各主体の責務	<p>再エネ事業者は略称なので、再生可能エネルギー発電設備設置事業者など、略称でない呼称で書き示すとよいのではないか</p>	<p>「再エネ事業者」の意味については、定義の中で規定することとしています。</p>
4	各主体の責務	<p>再エネ事業者等の責務について、「周辺環境」に含まれるものを「自然環境や景観及び生活環境」など具体的に示したほうが分かりやすいのではないか。</p>	<p>具体的な表現について検討します。</p>
5	各主体の責務	<p>再エネ事業者等の責務について、土地所有者と再エネ事業者の間で成立した施工契約に行政は本条例を根拠に介入できるのでしょうか。</p> <p>周辺住民に説明の無いまま着工され、ソーラー発電設備が出来ている自治体を多く見かけます。メガソーラーによる近隣住民の健康被害も問題になっており、証明が難しいことから補償もされず泣き寝入りになっている住民や、訴訟問題につながっている事例もあります。特にソーラーパネルは将来的に処分が難しいゴミになることも視野に入れなければなりません。風力発電も同様に電磁波や騒音による健康被害とバードストライクによる鳥類への被害も有効な対策が無いまま稼働している自治体があります。</p> <p>「周辺環境との調和」「地域住民の理解を確保」が努力義務レベルの責務項目であるとすれば、条例としては不十分に思います。</p>	<p>本条例では、市、事業者、市民等及び再エネ事業者等の責務について努力義務として規定することとしており、事業への介入はできません。</p> <p>本条例に基づき、各主体が責務を果たすよう求めていくものです。</p>
6	基本的施策	<p>基本施策には、脱炭素社会の実現に向けた具体的な施策を推進することをもって、「三次市ならではの豊かな自然環境や景観文化、安心できる暮らしを次世代に継承」する、という宣言のなかにある上位目標と思われる「みんな、豊かな自然の中で、安心して幸せに暮らせている」に向けた施策が書き加えられるとよいのではないか。</p>	<p>カーボンニュートラル実現のための具体施策については、三次市環境基本計画および三次市地球温暖化対策実行計画に位置づけており、本条例には基本的施策を規定することとしています。</p>
7	基本的施策	<p>条例施策の推進のための審議会や推進計画づくりが予定されているか</p>	<p>具体施策は、三次市環境基本計画および三次市</p>

		どうか教えてほしい。予定があれば、この条例に書き込むことによって、具体的な動きが見えてくるのではないか。	地球温暖化対策実行計画に位置づけており、施策の推進については、三次市環境審議会で調査、審議することとしています。
8	全体	<p>明確で具体的な努力目標と、子どもたちの声に対して、大人の責任と本気の誓いをこめたアンサーを追加すべきだと感じました。</p> <p>冒頭のメッセージは素晴らしいものでした。温暖化の問題は90年代京都議定書の頃から指摘され、改善が必要だったにもかかわらず、努力されないままここまで来てしまった。にも関わらず、真剣に考えてこなかった大人たちには大きな責任があると感じています。</p> <p>これから実際に未来を生きる子どもたちに対して、真摯に考え、ともに努力する誓いの一文と、具体的な努力目標がなくては、この条例文はカタチだけのものになってしまうと感じました。</p>	<p>前文の「みよし未来環境宣言」は、みよし未来環境会議の中高生たちからの提言を基調に市が表明したものです。</p> <p>本条例では基本的施策を規定しており、具体的な目標については、三次市環境基本計画および三次市地球温暖化対策実行計画に定めています。</p>
9	全体	市長による指導助言勧告など、チェック機能が有効な条例になっているかどうかについて、教えて欲しい。	指導や助言、勧告などを規定する条例ではありませんが、本条例の目的を実現するため、各主体が責務を果たすとともに、市は基本的施策の推進を図るものです。
10	全体	「主体的」と「自主的」の違いを踏まえ、全体的に「自主的」という言葉を使った意図を教えてほしい。	「主体的」、「自主的」の表記について検討します。
11	－	<p>「みよし未来環境会議」において、8名のサステナアンバサダーに女性が1人もいませんでした。選考基準はわかりませんが、ここまで明確な男女構成の偏重は今の時代には許されないことであり、男性には無い視点を持つ女性の意見が含まれていないまま市長への提言がなされたことを非常に残念に思います。</p> <p>「みよし未来環境条例」が今後ブラッシュアップされる必要がある時、同じように若者の意見を取り入れるのであれば、同じことが起こらないように配慮してください。</p>	<p>令和5年度における応募者全員が男性であった結果ですが、フィールドワークやワークショップなどの活動を通し、様々な立場の方と関わる中で出された提言であり、性別による偏重はないものと考えています。</p> <p>なお、令和6年度においては、女性12人、男性7人で活動しています。</p>

12	-	<p>寺戸浄水場, 向江田浄水場の水源である 2 基の井戸と灰塚ダム放流水, 江の川水系馬洗川の安全性を守ることの重要性も環境条例に盛り込む必要があると考えます。</p> <p>そして, 暮らしの中で川を汚さないような工夫を市民に求めると共に, 外部からの産業廃棄物処理事業者等による深刻な汚染によって市民に健康被害等のリスクをもたらさないようにするために, 環境条例から発展させた三次市独自の水源保全条例制定も視野に入れていただきたく思います。</p>	<p>水環境の保全については, 三次市環境基本条例や三次市かいてき環境条例の中で規定しています。</p>
----	---	---	--